

令和5年度 第1回池田町総合計画審議会 次第

と き： 令和5年8月21日(月) 9:00～正午

と ころ： 池田町役場 大会議室

- 1 開 会
- 2 町長あいさつ
- 3 委員の委嘱
- 4 自己紹介
- 5 任務について
- 6 役員選出

会 長 _____

副会長 _____

- 7 正副会長あいさつ
- 8 諮 問
- 9 議 事
 - (1) 池田町行政評価
 - ①方針と概要について
 - ②評価の概要説明と検証
 - (2) 第六次総合計画後期基本計画
 - ①基本情報とスケジュールについて
 - ②町民アンケート結果について
- 10 その他
 - 議事録について
 - 報酬について
- 11 閉 会

令和5年度 総合計画審議会委員名簿

	分野	組織・役職	氏名(敬称略)	備考
1	民間諸団体等の代表者	池田町女性団体連絡協議会 理事	松澤 裕子	
2		池田町社会福祉協議会 常務理事 事務局長	井上 賢一郎	
3		池田町農業委員会 会長	片瀬 善昭	
4		池田町商工会 事務局長	宮崎 鉄雄	
5		池田町教育委員会 教育長職務代理人	小澤 裕子	
6		松本信用金庫 池田支店 支店長	百瀬 栄治	
7	識見を有する者	北アルプス地域振興局 企画振興課長	土屋 征寛	
8	町長が必要と認める者		坂井 絵美	
9	公募による町民		丸山 修	
10			加藤 俊	

町職員出席者名簿

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
町長	甕 聖章	健康福祉課長	宮本 瑞枝	学校保育課長	井口 博貴
教育長	山崎 晃	振興課長	大澤 孔	生涯学習課長	下條 浩久
総務課長	宮澤 達	建設水道課長	山本 利彦	議会事務局長	山岸 寛
住民課長	寺嶋 秀徳	会計課長	丸山 光一		

事務局	氏名	職名等
	宮澤 達	総務課長
	塩原 長	総務課 企画係長
	横澤 孝彰	総務課 企画係

○池田町総合計画審議会条例

平成 19 年 4 月 1 日条例第 9 号

池田町総合計画審議会条例

池田町総合計画審議会条例（昭和 44 年池田町条例第 21 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき池田町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（任務）

第 2 条 審議会は、次の各号に掲げる事項について調査及び審議する。

- （1） 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び同構想に基づく基本計画に関すること。
- （2） 国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）に基づく町の国土利用計画に関すること。
- （3） その他町長が必要と認める事項

（組織）

第 3 条 審議会は、委員 18 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の内から町長が委嘱する。

- （1） 民間諸団体等の代表者
- （2） 識見を有する者
- （3） 公募による町民
- （4） その他町長が必要と認める者

（任期）

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、前条第 2 項第 3 号の委員は、第 2 条第 1 号に係る構想及び計画の策定及び改定を開始する年度に公募し、次の公募まで任期は続くものとする。

2 欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 名置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審議会を代表するとともに、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、専門的な事項について必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席

させ、意見を求めることができる。

(部会)

第7条 審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員が互選する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画政策課において行う。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年2月23日条例第1号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月27日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年3月20日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際第3条第2項第3号の規定により委嘱される委員は、この条例の規定にかかわらず、現に改正前に委嘱された池田町総合計画審議会条例第3条第2項第3号の委員及び池田町総合戦略審議会設置要綱(平成27年池田町告示第76号)第3条第2項第3号の委員の中から町長が選任し、委嘱する。

5 総企第 129 号

令和 5 年 8 月 21 日

池田町総合計画審議会長 様

池田町長 甕 聖章

池田町第六次総合計画後期基本計画について(諮問)

「池田町第六次総合計画後期基本計画」を策定したいので、池田町総合計画審議会条例第 2 条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 諮問事項 第六次総合計画後期基本計画素案について

池田町第6次総合計画 後期基本計画の策定について

1 計画策定の目的

池田町では、平成31年4月から基本構想に「温かい心・豊かな文化・活力ある産業が育ち魅力あふれる美しいまち」を掲げた「池田町第6次総合計画」を施行し、基本構想を具体化するために、6つの「基本目標」で構成される「前期基本計画」に基づき、その実現に向け、まちづくりに取り組んでいます。

この前期基本計画の計画期間が令和5年度をもって終了することから、引き続きまちづくりを総合的・計画的に進めるため、令和6年度から10年度までの5年間の計画期間とする「後期基本計画」策定します。

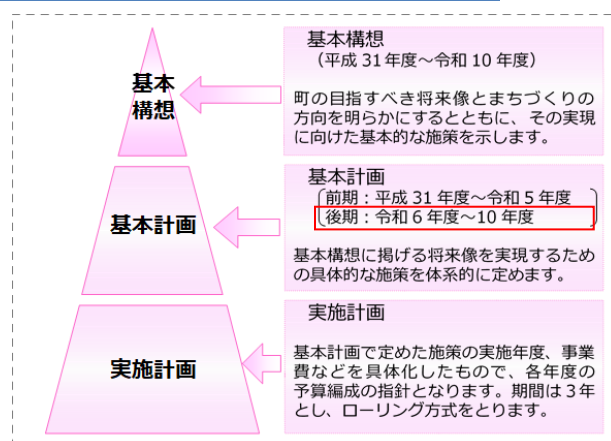
2 策定方針

(1) 基本構想

基本構想(基本計画及び基本目標)は、今回の後期基本計画策定時には見直しは行いません。

(2) 後期基本計画

後期基本計画は、前期基本計画を検証した上で、必要な見直しを行います。



3 計画策定体制

(1) 総合計画審議会

総合計画審議会は「池田町総合計画審議会条例」に基づいて設置され、町長が諮問する基本構想案及び基本計画案について、審議・答申を行う審議機関

(2) 総合計画企画会

総合計画企画会は、総合計画の策定にあたり、計画書の素案作成を行う理事者、各課長等による庁内組織

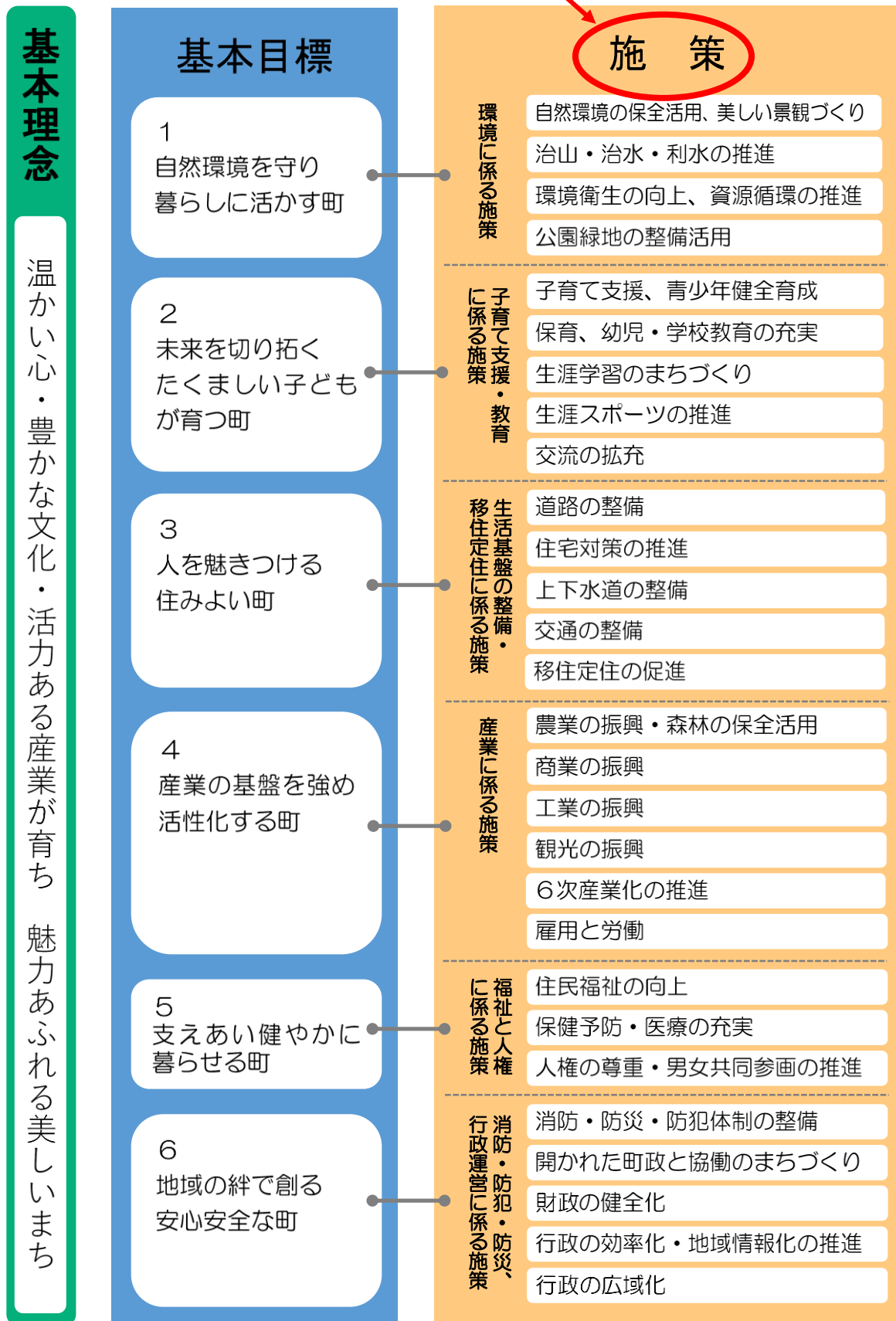
(3) 主な町民参加

手法	内容
アンケート調査	施策や事業に関する町民ニーズや満足度などを把握し、基本計画に反映させるため、アンケート調査を実施(R4年度実施済み)
総合計画審議会への公募委員	総合計画審議会の委員を町民の方に公募し、選ばれた方が審議に参画
意見募集(パブリックコメント)	基本計画素案に対する町民の意見を広く求め、計画策定の参考とする意見募集(パブリックコメント)を実施予定

※上記以外に、自治会協議会等でも説明し、意見をいただきます

(4) 第6次総合計画の施策体系図と後期基本計画で変更となる部分

以下の施策体系は基本構想のため変更しませんが「施策」部分の中身(基本計画)を見直します



池田町第6次総合計画 後期基本計画 策定スケジュール

区分	令和5年											令和6年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
議会						全員協議会 後期基本計画の策定について6/1						全員協議会 基本計画素案について			全員協議会		
庁内検討	企画会					総合計画の策定方針、策定スケジュール等説明6/1	基本計画検討										
	事務局					後期基本計画 素案作成		素案完成	素案修正作業					完成			
	担当課(課長補佐・係長会議)				R4事業評価5/22依頼締切6/9	ヒアリング	素案修正作業										
総合計画審議会				公募5/1～5/31各組織選出依頼			第1回8/21AM 諮問 総合計画についてアンケートについて令和4年度事業評価審議		第2回10/16PM 基本目標以外、基本目標1、2、3説明、意見交換	第3回11/14PM 第2回の修正説明 基本目標4、5、6説明、意見交換		第4回1/22PM 第3回の修正説明、パブコメ等を受けての修正等	第5回2/16PM 残り課題修正説明 答申				
自治会協議会						第2回 策定方針、策定スケジュール等				第3回 策定状況報告、(素案に対する意見・提案等)		第4回					
広報・広聴	アンケート調査・回収・集計(無作為抽出1,500)										素案への意見募集(パブリックコメント)11/20~12/21				概要版の広報		
							広報いけだ・HP等に随時掲載										

令和5年度の評価の扱い: 令和5年度事業分の評価は後期基本計画策定の時期に間に合わないため、令和4年度事業の評価をもって、後期基本計画の資料とする。